

### 第3章 口頭審理裁判

#### 第437条 訴えの形式。訴えの客観的および主観的併合。

① 口頭審理裁判は、通常裁判特有の内容と形式を用いて訴えにより開始される、また、主張の時期に遅れた排除および訴訟係属についての当該通常裁判の規定も適用される。

② しかしながら、弁護士および訴訟代理士と共に行動しない口頭審理裁判では、原告は、原告および被告の身元のデータおよび状況、ならびに、それらの者に呼出しをかけることができる住所を記載した簡潔な訴えを提出できる。請求の根拠となる基本的事実を具体的に記して、請求物を明確かつ正確に固定する。

この目的のために、対応する司法機関で利用できる標準化されたフォームに記入することができる。

③ 原告は、賃貸料または家主に支払うべき金額の不払いにより、または、法的または契約上の期間の満了により、建物からの立退きを申立てる訴えの中で、賃貸人が指定した期間内に物件を自発的に立ち退くことを条件として、債務および費用の全額または一部を賃借人に免除する約束をすることを表明できる。その期間は、訴えの通知から15日以内とすることはできない。同様に、第549条第3項に示される目的のために、裁判所が設定する日時での強制立退き執行が申立てられたと訴えに記載できる。

③の2 第250条第1項第4号の第2段に係わる住居またはその一部の占有の回復が訴えで申立てられている場合、訴えをその住居の知れていない占有者に対して一般的に向けることができる。ただし、訴えに関する通知を、その通知を行う際に当該物件に居る特定の者になすことを害しない。訴えには、原告が自己の占有権の根拠となる権原を添付しなければならない。

④ 以下の例外を除いて、口頭審理裁判では訴えの客観的併合は認められない：

第1 同一の事実に基づく訴えの併合、いずれにしても、口頭審理裁判が取られる場合。

第2 損害賠償訴訟のその先決である他の訴えへの併合。

第3 請求金額に関係なく、未払いによる、または、期間の法的または契約上の満了による不動産立退き裁判の場合で、未払いの家賃または同様な金額を請求する訴えの併合。同様に、未払い分の事前請求をして保証人または連帯保証人に対して行使された訴えも併合できる。

第4 別居、離婚または(婚姻)無効の訴訟手続きで、および、教会裁定または判断の民事的有効性を得ることが目的である訴訟手続きで、配偶者のいずれかが、不分割通常共有状態にある財産に関して共有物分割請求権を同時に行使できる。通常の不分割共有制度の下にさまざまな財産があり、配偶者の1人がそれを申立てた場合、裁判所は、取り分を形成する、または、それらを競売する目的で、それらを全体として考慮することができる。

⑤ 第 72 条および第 73 条第 1 項規定の要件が満たされる場合、一人が複数の者に対して、または、複数の者が一人に対して行う訴えは、併合できる。

#### 第 438 条 訴えの受理および応答。反訴。

裁判所書記官は、訴えを検討した後、(書記官)決定を通して、それを認めるか、または、第 404 条の場合には訴えを裁判所に、(裁判所が)適切なものを裁定するために、報告する。訴えが受理されると、それは被告に、被告が通常裁判の場合の規定に従って 10 日以内に書面で応答できるように、送付される。被告が付与された期間内に出廷しない場合、第 496 条に従って不出廷を宣告される。

弁護士または訴訟代理士なしで(訴訟)行為ができる場合、そのように受理の(書記官)決定で示され、被告には、訴えの応答に使用できる標準化されたフォームが裁判所で利用可能であることが通知される。

② いかなる場合も、反訴は、法律に従って既判力がない判決によって終了しなければならない(種類の)口頭審理裁判では受入れられない。

他の口頭審理裁判では、反訴は、それが口頭審理裁判を不適切にするものではなく、反訴の請求と主たる訴えの対象である請求との間に関連性があることを条件として受入れられる。反訴が受け入れられると、通常裁判の規範に従う。ただし、その応答のための期間は 10 日間である。

③ 被告は、第 408 条の規定が適用される場合に、訴えに対する応答において、相殺可能債権で対抗できる。当該債権の額が口頭審理裁判が扱う金額よりも大きい場合、裁判所は、被告に自己の権利は裁判所で、対応する手続きで行使するように教示して、そのような(相殺の)主張が審問でなされなかったとみなす。

④ 被告は、その応答文書において、審問開催の妥当性について必要的に旗色を明らかにしなければならない。同様に、原告は、応答書の送付から 3 日以内にそれについて旗色を明らかにしなければならない。いずれの当事者も審問を申立てず、裁判所がその開催を適切でないと考えた場合、裁判所はそれ以上の手続きなしに判決を下す。

いずれにせよ、当事者の一方が、裁判所書記官に開催の日時を指定するよう、次の 5 日以内に申立てるだけで十分である。しかしながら、その後いつでも、審問の前に、(両当事者の)紛争が単なる法的問題に影響を与えるだけと考えることによって、いずれの当事者も(期日指定)申立てを撤回できる。この場合、相手方に 3 日の期間で通知され、その後、何の主張なされず、反論も表明されなかった場合、裁判所がそう判断する場合、判決を下すために記録は閉鎖されたままとなる。

#### 第 439 条 特別な場合における訴えの不受理。

① 占有の保持または回収を求める訴えは、妨害または没収行為から 1 年を経過した後提起される場合、受理されない。

② 第 250 条第 1 項第 7 号の場合で、次の場合、訴えは受理されない：

1. 下される判決の効力を確保するために必要と考えられる措置を訴えの中で表明しないとき。

2. 訴えに記載される原告の（保証の）放棄を除いて、第 64 条第 2 項第 2 段の規定に従って、被告が、出廷して応答する場合に、不当に受け取った果実、被った損害賠償および裁判費用に対応するために、提出しなければならない保証が訴えに示されていない場合。

3. 訴えに、原告を当事者適格にする登記記載の有効性を矛盾なく明示的に証明する所有権登記所の文字通りの証明書が添付されない場合。

③ 賃料または賃借人が支払うべき金額の未払いによる建物からの立退きの訴えは、家主が、具体的ケースで、立退きを弱体化できる、または、できない状況を示さない場合、受け入れられない。

④ 第 250 条第 1 項第 10 号および第 11 号の場合、提起された訴えが分割払い動産の売買契約の違反に基づいている場合、債務者への支払請求の証明書が、動産割賦販売法第 16 条第 2 項規定の条件で不払いおよび財物の（債務者の）不引渡しの明示的な注意書きと共に添付されない訴えは、受け入れられない、また、動産割賦販売登録簿に登録されている財物の場合、当該登録簿への財物の記載証明書が添付されていない場合も同様である。金融または動産リース契約の違反に基づいて請求権が行使される場合、債務者への支払い請求の証明が、動産割賦販売法第 1 附則第 3 条が規定する条件で、不払いおよび財物の（債務者の）不引渡しの明示的な注意と共に、添付されていない訴えは受け入れられない。

⑤ 口頭審理裁判の訴えは、特殊な場合に法律が規定する可能性がある受理要件が満たされない場合にも受理されない。

#### 第 440 条 審問への呼出し。

① 訴えが応答された後、場合に応じて、反訴または相殺可能な債権が提出された後、または、対応する期限が経過した後、裁判所書記官は、第 438 条の規定に従って審問が開催される場合、当事者に次の 5 日以内に呼び出しをかける。審問は、最長で 1 か月以内に行われなければならない。呼出し状には、審問が行われる日時が設定され、当事者に、調停に訴えることを含め、紛争解決のため交渉に訴えることができる旨通知される。この点に関して当事者は審問で自己の判断とその理由を示す。

呼出し状には、被告不出廷の原因では審問が中断されないことが記載されており、また、訴訟当事者に、自己が利用する証拠方法を持って出廷しなければならない旨警告される。また、出廷しなかった場合で、（原告の）陳述がなされ、受入れられると、第 304 条の規定に従って尋問の事実が受入れられたと見なすことができる旨の予防措置も警告される。同様に、原告および被告は、審問に出廷しない場合についての第 442 条の規定について警告される。

呼出し状には、また、当事者自らが出廷させることができないので、当事者、証人または鑑定人として陳述するために審問に裁判所書記官が呼び出さなければならない人物を、呼出し状の受領後 5 日以内に指摘しなければならないと当事者に示される。この目的のために、当事者は（それらの人物の）呼出しを実行するために必要なすべての情報と事由を提出する。同じ 5 日の期間内に、当事者は、第 381 条規定の手続きのために、法人または公的組織に委託して書面による回答を要求することができる。

② 第 250 条第 1 項第 7 号の場合、審問への呼出し状において、被告は、出頭しない場合には、原告が、登記された権利の有効性のために、申立てた請求を認める判決が下されることを警告される。被告は、また、場合に応じて、被告が審問に出廷するが、被告の意見を聞いた後に、裁判所が原告の申立て額の範囲内で決める金額で保証を提供しない場合、同じ判決が下されることを警告される。

③ 立退き請求が賃料または未払金の不払いでなされる訴えの場合、それらの支払いを命じる請求が併合されるかどうかにかかわらず、裁判所書記官は、訴え受理の後、また、期日指定される審問の前に、被告に、10 日以内に、建物を明け渡すか、原告に支払うか、または、（立退き請求）弱体化を請求する場合は、被告が負っている金額全部を支払うか、または、訴えで請求されている金額および立退き弱体化支払いの時点で負っている金額を原告の自由処分のために裁判所または公証人に供託するか請求する。または、別のケースでは、裁判所書記官の前に出頭し、異議申立て意見をまとめて、自身の意見では、訴えられた金額の全部または一部を負っていない理由、または、弱体化の適性さに関連する事由を簡単に主張するよう請求する。

原告が第 437 条第 3 項に係わる約束を引き受けることを訴えの中で表明した場合、それは（裁判所書記官の）請求で明確にされ、この約束の（被告の）受諾は第 21 条の効果を伴う認諾と同等となる。

さらに、当該請求（文書）は、被告の異議申立ての場合に行われる付帯的審問のために指定される日時を表示する、この場合、当該請求は呼出し状として機能する、および、異議申立てがない場合の明渡し着手の実施のための正確な日時を表示する。同様に、被告が無料の法律扶助を申立てる場合、被告は当該請求実施後 3 日以内にそうしなければならないこと、および当該請求に対する異議申立てがないことは、被告が、被告を家主と結びつける賃貸借契約の終了に同意することを意味するということを表示する。

この請求は、第 155 条の第 3 項および第 164 条の最後の段の条項を考慮して、本法第 161 条規定の方法で行われ、被告に、前述の行為のなにも行なわれない場合、その後の通知や、本条次項規定の他の事項を必要とせずに、即座に（強制）立退きが着手されると警告する。

被告が支払い請求に応えず、または、異議申立てまたは認諾のため出頭しなかった場合、裁判所書記官は立退き裁判を終了する決定を下し、（強制）立退きは設定された日時に着手される。

被告が、異議を申立てなく、請求された金額を支払うことなく、建物からの立退きに関する請求に応じた場合、裁判所書記官はそれを記録し、訴訟手続きを終了する決定を下す、また、（強制）立退きの（書記官）命令の効力を、原告が不動産の状態に関する調書が作成されるためにその（効力の）維持に関心がない限り、失くし、（原告が）請求金額について（強制）執行処理を請求するために原告に当該（裁判所書記官）請求文書を送付する。このためには、単なる申立てで十分である。

前の 2 つのケースでは、立退き裁判を終了する（書記官）決定は、被告に（訴訟）費用を科し、また、訴えの提示から財物の有効な占有の引き渡しまでに発生する未払いの賃料を含ませる。将来の家賃の精算の基礎として、訴え提起時に請求された最後の月額支払いの金額が採用される。被告が異議を申立てた場合、審問は指定された日に開催される。

④ 立退きのすべてのケースにおいて、被告になされる（裁判所書記官）の請求において、被告は、審問に出廷しない場合、それ以上の手続きなしに立退きが宣言されると警告され、また、審問が設定された日の6日後に下される判決の通知を受けるために呼び出されると警告される。同様に、被告に不利に下される裁定で、場合に応じて、審問に設定された日付から30日以内に実施されるべき強制立退きが行われる正確な日時が、判決が被告を有責とし、不服申立てされない場合は、被告へのその後の通知を必要とせずに、設定された日時に強制立退きが行なわれると警告して、設定される。

#### 第441条 口頭審理裁判の始期の手続きにおける特殊なケース。

① 第250条第1項第3号の場合に訴えが提起された場合、裁判所書記官は、原告が申請した証人を呼び出し、その陳述に従って、裁判所は、申立てられた占有を否定または認容する決定を下す。ただし、より良い権利を害しない。その際、その効果に相当と見なされる行為を実行する。決定は、利害関係者に、自己が原告よりも優位な権利を持っていると考える場合、40日以内に出頭し、訴えへの応答を通して（それを）申立てるよう促して、原告の費用で、裁判所の目に見える場所、県の官報、および同じ県の中で最大の発行部数を持つ新聞の1つに掲載される公示により広報される。

誰も出廷しない場合、原告に占有が確認される。しかし、申立人が現れた場合、裁判所書記官は、その書面を原告に事前送付して、原告を審問に呼出し、出頭した全ての者と共に、次数条に規定されている方法で事前に訴訟行為が審理される。

①の2 第250条第1項第4号第2段に係わる住居またはその一部の占有回復の訴えの場合、通知はそこに住んでいる者に行われる。更に、住居の知れていない占有者にも通知できる。（通知の）受取人と他の占有者の身元確認を進めるために、通知行為を行う者は警察官を同行できる。受取人または他の占有者の特定が可能であった場合、利害関係者によって同意が与えられていることを条件として、社会政策問題に管轄を有する公共サービス機関に、その行為が（当該機関に）当てはまる場合、通知される。

原告が住居の占有の即時引き渡しを申立てた場合、訴え受理の（書記官）決定において、その占有者に、その通知から5日以内に、占有状態を正当化する権原書を提出するよう要求する。十分正当な理由が提出されなかった場合、裁判所は、訴えに添付された権原書が原告の占有権を証明するのに十分であるという条件で、住居の占有を原告に直ちに引き渡すよう命じる。事件について判断する決定に対しては不服申立てできない、また、その時点で住居にいる占有者の何人にも効力を持つ。

いずれにせよ、住居占有の原告への引き渡しと居住者の立退きが決まりられる同じ（裁判所の）裁定において、利害関係者の同意が与えられていることを条件として、そのような状況を、7日以内にその場合に適切な保護措置を講じることができるように、社会政策問題に管轄を有する公共サービス機関に通知するよう命じる。

② 訴えが、新しい工事の中断を裁判上、略式で、裁定すること求めている場合、裁判所は、訴えへの応答のために（被告に）通知する前であっても、工事主または請負人に中断の即時決定を発する。（工事主または請負人は）工事を継続するため、また、すでに建設されたものを保存するために不可欠な工事の実施のため、保証を

提供できる。裁判所は、審問の前に、裁判所の、鑑定人の、または、それらの共同調査を行うよう処置できる。

保証は、第 64 条第 2 項第 2 段に規定されている方法で提供できる。

③ 第 250 条第 1 項第 7 号の場合、訴えが受理されるとすぐに、裁判所は、状況に応じて、下される判決の履行を保証するために必要な、申立てられた措置を講じる。

④ 第 250 条第 1 項第 10 号の場合、訴えが受理されると、裁判所は、司法当局への不服従の罰に陥ると言う警告の下で、財物の開示をその占有者に命じる、また、即時の予防的差押えを命じる。差押えは、本法規定に従って供託を通して保証される。第 250 条第 1 項第 11 号の規定により金融賃貸借契約、動産賃貸借契約または所有権留保付き分割払いの販売契約の不履行に基づいて請求権が行使されるとき、訴えが受理されると、裁判所は引き渡しを求められる財物の供託を命じる。これらの保全措置を採用するために原告に保証を請求することはなく、また、それら措置に対する被告の異議申立ても受け入れられない。また、保全措置の変更または交換の申立ても受け入れられない。

前段の規定に加えて、裁判所書記官は、第 444 条第 3 項に規定されている事由のいずれかによって訴えに答えるために、訴訟代理士を通して、訴訟行為に出頭するよう被告を 5 日の間で呼び出す。被告が訴えに応答せずに期間を経過させた場合、または、訴えが第 444 条第 3 項に含まれていない事由に基づいていた場合、原告の請求を認容する判決が、それ以上の手続きなく、下される。

被告が前段の規定により訴えに応じたときは、裁判所書記官は、両当事者を審問に呼び出す。被告が正当な理由なく出席しないか、出席したが、異議申立てを維持しなかった場合、または、異議申立てが第 444 条第 3 項に含まれていない理由に基づく場合、原告の請求を認容する判決が、それ以上の手続きなく、下される。これらの場合、更に、被告は、最低 180 ユーロで、（原告）請求額の 5 分の 1 までの罰金が科せられる。

前 2 段が言及する異議申立がない場合に言い渡される判決に対しては、いかなる不服申立てもすることができない。

⑤ 第 250 条第 1 項第 1 号の場合、被告は、社会奉仕団体(servicios sociales)に頼る可能性、および、場合に応じて、社会的弱者である状況をこれら団体が評価できるように自分のデータをこれら団体に送付することを承認する可能性について知らされる。同じ目的で、訴訟手続きの存在は、裁判所から職権で社会奉仕団体に通知される。影響を受ける世帯が社会的および/または経済的弱者であることを社会奉仕団体が確認した場合、司法機関に直ちに通知される。当該通知が受領されると、裁判所書記官は、社会奉仕団体が適切と見なす措置が採用されるまで訴訟を、社会奉仕団体から裁判所への通知の受領から最大 1 か月、原告が法人の場合は 3 か月、中断する。措置が取られるか、期間が経過すると、中断は解除され、訴訟はその手順に従って続行される。これらの場合、被告への呼出し状には、市民が利用できる社会奉仕団体の識別データが含まれていなければならない。

#### 第 442 条 当事者の審問への不出頭。

① 原告が審問に出廷せず、また、被告が、本案について判決を下すための訴訟継

続に正当な利益を主張しなかった場合、即座に原告は訴えを撤回したものとみなされ、発生した費用は原告に科され、また、被告が被った損害賠償を請求し、（損害を）証明した場合、原告に出席した被告に賠償するよう言い渡される。

② 被告が出廷しない場合は、裁判開催に進む。

#### 第 443 条 審問の展開。

① 両当事者が出廷すると、裁判所は訴訟が開かれたと宣言し、当事者間の紛争が存続しているかどうかを確認する。

両当事者が、ある合意に達した、または、すぐに合意締結する用意があると述べた場合、それらの者は訴訟を取り下げるか、裁判所に合意の承認を申立てできる。裁判所が承認した合意は、法律によって裁判上の和解に帰属する効果を有し、判決および裁判所が承認した合意の執行のために規定される手続きを通して実行することができる。当該合意には、裁判上の和解に規定される事由と方式で異議を申立てできる。

双方の合意により、両当事者は第 19 条第 4 項の規定に従って、調停に服するために訴訟の中断を申立てできる。この場合、裁判所は、当事者の法的能力および処分権、または、訴訟行為に出席する適法に認定されたその代理人の法的能力および処分権の要件がそろっていることを事前に調査する。

調停に服するために訴訟が中断され、（調停が）合意なく終了した後、いずれの当事者も、中断の解除と審問の継続日を指定するよう申立てできる。調停で当事者間の合意に達した場合、裁判所が訴訟手続きの棚上げを命じるために、当事者は裁判所にそれを通知しなければならない。ただし、事前にその裁判上の承認を申立てることを害しない。

② 両当事者が合意に達しなかった場合、または、合意を直ちに締結する用意がないことを表明した場合、裁判所は、第 416 条以下に従って、訴訟の有効な続行および本案に関する判決による訴訟の終了を妨げる可能性のある事情について裁定する。

③ 前 2 項に係わる訴訟上の問題が提起されていない場合、または、提起されている場合で、裁判所が（訴訟）行為の継続を裁定した場合、当事者に明確にするため、また、反論がある事実を固定するため発言権が与えられる。それらのすべてについて合意がない場合、証拠調べが申請され、受理される証拠はすぐに調べられる。

当事者の証拠調べ申請は、第 429 条第 1 項の規定に従って完全なものにすることができる。

#### 第 444 条 審問の内容に関する特別規則。

① 口頭審理裁判で、賃借料または同様な金額の不払いにより、賃貸された土地または建物の回復が請求される場合、被告には、支払いまたは（立退き）弱体化の根拠に関連する事情を主張または証明することのみ許される。

①の 2 第 250 条第 1 項第 4 号第 2 段に規定する住居の占有回復事件において、被告が法定の期間内に訴えに応答しないときは、直ちに判決言い渡しに移行する。被告の異議申立は、原告に対抗するのに十分な住居占有権の存在、または、原告側の（占

有) 権原の欠如に排他的に基づることができる。請求認容判決は、第 548 条規定の 20 日間の期間の満了を必要とせず、原告の事前の申立てで、(強制)執行を許可する。

② 第 250 条第 1 項第 7 号の場合、被告は、場合に応じて、本法第 64 条第 2 項第 2 段規定の方式のいずれかで裁判所が定めた保証を提供する場合にのみ、訴えに異議申立てできる。

被告の異議申立ては、次のいずれかの事由にのみ基づくことができる：

1. 登記証明書の偽造、または、登記証明書の中で、提起された訴訟の効力を失くすところの登記権利または条件の脱落。
2. 被告が、最終所有者または元所有者との契約またはその他の直接的な法的関係によって、あるいは、登記権利者を害すべき時効によって、不動産を占有している、または、紛争になっている権利を享受している。
3. 不動産または権利が被告に有利に登記されている、そして、したがって登記の有効性を証明する所有権登記所からの証明書を提示することによってそれを正当化する。
4. 登記された不動産が、被告が実際に占有しているものではない。

③ 第 250 条第 1 項第 10 号および第 11 号の場合、被告の異議申立ては、次のいずれかの事由に基づくことができる：

1. 裁判所の裁判権または管轄の欠如。
2. 書類で証明される支払い。
3. 署名の偽造を含む、被告の同意の不存在または有効性の欠如。
4. 契約締結書類の偽造。

#### 第 445 条 *口頭審理裁判における証拠と推定。*

証拠および推定に関しては、本編第 1 章編第 5 節および第 6 節の規定が口頭審理裁判に適用される。

#### 第 446 条 *証拠および不服申立てに関する(裁判所の)裁定。*

証拠の受理または不受理に関する裁判所の裁定に対しては、(裁定)変更請求のみできる、それは即座に審理され裁定される。それが却下された場合、当事者は自己の権利を行使するために、場合に応じて、第二審で異議申立てできる。

#### 第 447 条 *判決。特別な場合における既判力の欠如。*

証拠調べが実行されると、裁判所は、口頭で弁論するために当事者に順番で発言権を与えることができる。その後、審問は終了し、裁判所はその後 10 日以内に判決を下す。建物からの立退きが訴えられる口頭審理裁判は例外であり、判決は次の 5 日以内に言い渡され、当事者が訴訟代理士によって代理されていない場合、または(通知が)テレマティック手段で実行されるべきでない場合、通知を受け取るために裁



判所に呼ばれる。通知は判決に続く 5 日以内の可能な限り近い日に行われる。

上記にかかわらず、第 437 条および第 440 条の第 3 項に係わる認諾による有責判決では、示される期間内に借主によって自発的立退きが行なわれないことを予防して、付帯的に、被告の直接強制立退きが行われる日時が設定される。これは、当該自発的立退き期間の終了から 15 日を超えない期間内に、さらなる手続きを必要とせずに行われる。同様に、被告の不出頭による有責判決では、強制立退きはさらなる手続きを必要とせず設定された日に実行される。

② 占有の略式保護に関する口頭審理裁判に終止符を打つ判決、または、賃料の不払いによる、あるいは、法的または契約上の期間の満了による賃貸用の土地または建物の立退きあるいは回復の請求について、および、本法が略式と評価する保護のその他の請求について判断する判決は、既判力の効果を生じない。

③ 登記された権原なしに登記された物権に異議申立てする、または、その行使を妨げる者に対して登記された物権の有効性を求める口頭審理裁判で言い渡される判決は、既判力の効果を欠く。

④ 特定の場合に、法律が既判力の効果を否定する裁判上の裁定も、既判力の効果を有しない。

第 447 条の 2 *スペイン特許商標庁によって工業所有権の問題で下されるところの行政ルート（での審理）を使い果たす裁定に対する不服申立ての扱いのための特殊性。*

スペイン特許商標庁によって工業所有権の問題で下されるところの行政ルート（での審理）を使い果たす裁定に対する不服申立ては、次の特殊性をもって口頭審理裁判手続きによって審理される：

1. その裁定が不服申立てされた以前の行政訴訟に介入した当事者は、不服申立てを提起する当事者適格がある。
2. 不服申立て提起の期間は、裁定の通知または工業所有権官報での公告の翌日から、裁定が明示的であると、2 か月とする。そうでない場合、期間は 6 か月であり、その特定の規則に従って、被疑行為が発生する日の翌日からカウントされる。
3. 不服申立てが受理されると、裁判所書記官は、スペイン特許商標庁に行政ファイル一式を送付するよう要請する。
4. ファイルは、裁判所の通信がスペイン特許商標庁の一般登録簿 (registro general) に入力された日から数えて、20 日間の延長不可能な期間内に送付されなければならない。
5. ファイルを完全に受信せずに送付期限を過ぎると、要請を繰り返す。
6. ファイルが受信されると、裁判所書記官は、利害関係者が 9 日以内に被告として出頭できるように、それらの者の召喚を取り決める。
7. スペイン特許商標庁の召喚は、ファイル送付の要請でなされたものとみなされる。スペイン特許商標庁は、ファイル送付で出廷したとみなされる。
8. 適法に召喚された利害関係者は、付与された期間内に訴訟手続きに出頭できる。後で出頭する場合、それらの者は時期遅れで除外されていない訴訟手続きに関与させられる。適時に出席しなかった場合、法廷内でのまたはその他の方式でのいかな

る種類の通知もなされないで、その者の取扱いについての手続きは続行する。

9. 裁判所書記官は、不服申立人が 20 日以内に訴え提起するためにファイルを不服申立人に送付するよう取り決める。

10. 原告は、(行政裁定が) 法律に従っていないことの宣言を請求することができ、場合に応じて、不服申立てされた裁定の取消しを請求することができる。

また、個別の法的状況の認識と回復を請求でき、また、その完全な回復のため適切な措置を採用するよう請求できる。

11. 訴えが期間内に提起されない場合、裁判所は、職権で、訴訟行為の棚上げを決定により宣言する。

12. 行政ファイルが送付されずに送付期間が経過すると、不服申立て当事者は、自ら、または、裁判所書記官の発議で、訴え提起のための期間を与えるよう請求できる。

原告が前段規定の権利を使用した後、ファイルが受領された場合、裁判所書記官は、両当事者が適当と考える追加の主張ができるように、10 日間の共通期間内に当事者にそれを開示する。

13. 訴え提起されると、裁判所書記官は、20 日以内に応答できるように、出頭した利害関係者に行政ファイルまたはそのコピーを交付すると共に、訴状のコピーを渡す。行政ファイルを受領せずに訴え提起された場合、スペイン特許商標庁は応答するために召喚される、この際、当該ファイルが添付されていない場合、応答は受理されないと警告される。